

板橋区立母子生活支援施設事業充実費交付要綱

令和4年7月15日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区長が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、母子生活支援施設における保護の実施を行った母子が在籍する板橋区立母子生活支援施設（以下「施設」という。）において、法第45条の規定に基づいて定められた東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年板橋区条例第10号）で定める最低基準を超えて、設備及び運営を向上させる事業（以下「事業」という。）を実施した施設に対して、板橋区立母子生活支援施設事業充実費（以下「事業充実費」という。）を交付することにより、その母子の処遇向上及び当該施設の運営充実を図り、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業者)

第2条 事業充実費の交付を受けることができる者（以下「事業者」という。）は事業を行う施設の設置者（区から委託を受けた運営事業者を含む。）とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年10月30日板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(対象経費)

第3条 事業充実費の交付対象となる経費は次の経費とする。

- (1) 交付対象施設の運営費（人件費を含む事務費及び事業費）
- (2) 交付対象施設のための施設整備費

(交付額の算定方法)

第4条 事業充実費の交付額は次項及び第3項の規定により算定された額とし、当該算定された額を事業者の請求に基づき交付する。

2 区が交付する事業充実費は、事業実施年度における各月について次の各号により算定した額の合計額とする。

- (1) 別表において定める事務費単価に各月初日の定員（次項に該当する現員の数及び区と他自治体において施設の相互利用に関する協定（以下「自治体間協

定」という。)を締結している場合は、その協定世帯の数を、当該定員の数から除くものとする。)を乗じて得た額。ただし、暫定定員を設定している施設については、「定員」を「暫定定員」に読み替える（事業者との別の定めがある等特別の事情を有する施設を除く。）。

(2) 別表において定める事業費単価に各月初日の現員(次項に該当する現員の数及び自治体間協定を締結している場合は、その協定世帯の現員の数、当該現員の数から除くものとする。)を乗じて得た額

3 法第23条第3項に規定する所管区域外からの入所(自治体間協定に基づく入所を除く。)において、区の施設を利用して保護を実施する自治体(以下「措置元自治体」という。)の事業充実費の交付額は、次の各号により算定した額の合計額とする。

(1) 別表において定める事務費単価に各月初日の措置元自治体の現員を乗じて得た額

(2) 別表において定める事業費単価に各月初日の措置元自治体の現員を乗じて得た額

(事業充実費の交付)

第5条 この要綱で定める事業充実費の交付は、月を単位として行う。ただし、交付方法について事業者との別の定めがある等特別の事情を有する場合を除く。

(事業充実費の請求)

第6条 事業充実費の交付を受けようとする事業者は、区長又は措置元自治体の長(以下「区長等」という。)に、毎月10日までに、当該事業充実費の交付を請求しなければならない。ただし、請求方法について事業者との別の定めがある等特別の事情を有する場合を除く。

(事業充実費の使用制限)

第7条 事業者は、この要綱で定める目的以外に事業充実費を使用してはならない。

(報告の義務)

第8条 事業者は、次のいずれかに該当するときは速やかに、区長等に報告しなければならない。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(状況報告)

第9条 区長等は、事業充実費を交付した事業者に対し、必要があるときは、事業充実費の執行の状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 10 条 事業充実費の交付を受けた事業者は、事業充実費の交付に係る会計年度が終了したときは、当該会計年度終了の日から速やかに、区長等に対し実績を報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 11 条 区長等は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、事業充実費の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 事業充実費の交付の決定を受けた者が第 2 条ただし書に該当するに至ったとき。
- (2) 第 7 条の規定に違反して事業充実費を使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により事業充実費の交付の決定を受けたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、事業充実費の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令の規定に違反したとき。

(事業充実費の返還)

第 12 条 区長等は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分について既に事業充実費が交付されているときは、事業者に期限を定めて当該事業充実費の返還を命じなければならない。

(委任)

第 13 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 15 日から施行し、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

別表 (第4条関係)

(月額：円)

設 定 単 価	事務費	事業費
4 6, 1 0 0	4 3, 2 0 0	2, 9 0 0